

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	高齢受給者証の再交付	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第7条の4第4項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>国民健康保険法施行規則第7条の4 世帯主は、高齢受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>[申請書の記載事項] 1 被保険者の氏名、性別及び生年月日 2 再交付申請の理由 3 被保険者証の記号番号</p> <p>[添付書類] 高齢受給者証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その高齢受給者証を添えなければならない。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 即日
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)